

平成 26 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 1
- 1. 所管事務調査 …………… 26

平成 26 年 12 月 9 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

平成26年12月9日 火曜日

午前10時02分開議

午後 0時26分閉議（実時間129分）

委員 大倉裕一君
委員 庄野末藏君
委員 古嶋津義君
委員 前川祥子君
委員 山本幸廣君
委員 幸村香代子君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第133号・平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第134号・平成26年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第135号・平成26年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第114号・財産の取得について
1. 議案第118号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について
1. 議案第119号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
1. 議案第120号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 議案第121号・八代市浄化槽条例の一部改正について
1. 議案第122号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査（入札・契約制度の改正について）
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長 本村秀一君
環境部次長 釜道治君
環境センター建設課長 山口剛君
建設部長 市村誠治君
建設部総括審議員兼次長 中山義晴君
首席審議員兼建築指導課長 羽多野俊光君
理事兼下水道総務課長 松本貞喜君
下水道総務課経営係長 中村光宏君
土木管理課長 鶴山信一君
総務部長 木本博明君
人事課長 中勇二君
首席審議員兼契約検査課長 山本洋治君
教育部
教育施設課長 有馬健一君
教育施設課主幹兼課長補佐 宮端晋也君

○記録担当書記 松本和美君

○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君
副委員長 太田広則君

（午前10時02分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり)

それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 最初に予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、第4款・衛生費について、環境部から説明をお願いします。

○環境部長(本村秀一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) 本村環境部長。

○環境部長(本村秀一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 環境部の本村でございます。

それでは、議案102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会所管分、環境部関係におきまして、清掃センター維持管理費のうち、電気料につきまして、燃料費調整額や再生可能エネルギー発電促進賦課金、いわゆる再エネ賦課金等の要因によりまして、想定以上の単価増に伴い、当初の予算では今後不足が生じるため、その不足額の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、釜次長より御説明いたしますので、御審議方よろしく申し上げます。

○環境部次長(釜道治君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、釜環境部次長。

○環境部次長(釜道治君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、環境部がお願いをいたしております補正予算の内容について説明をさせていただきます。座らせていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○環境部次長(釜道治君) 早速でございますが、補正予算書の13ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

13ページの一番上の段になりますが、款の4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費、節11・需用費に570万円の補正予算をお願いをいたしております。

補正理由は、清掃センターの電気使用料が、燃料費調整額や再エネ賦課金の引き上げ等により、まことに申しわけございませんが、今後、予算不足が生じる事態となったためでございます。

清掃センターの電気料につきましては、26年度当初予算において、前年度実績4693万円に、消費税増税分と料金単価の上昇を見込み、対前年度約480万円増の5171万5000円を予算措置いたしておりました。しかし、26年度の電気料を前年度料金体系と比較してみますと、基本料金、電力量料金の料金単価が値上がりをし、また原油等の高騰による燃料費調整額が増加し、再エネ賦課金も増加をいたしております。加えて、契約継続割引も廃止されております。このようなことを主な理由として、570万円の増額補正が必要となったものでございます。

清掃センターを管理いたしますごみ対策課といたしましても、26年度に入り、電気料の請求が見込みよりも高かったことから、数回電力事業者に問い合わせをさせていただくとともに、電気料金の低減策について御相談をさせていただきました。残念ながら、契約内容は現状が妥当であるという結果となっておりますのでございます。

よって、契約見直し等による予算削減は難し

い状況にあることから、今後も節電意識の向上に努めつつ、電気使用量の特に大きな破砕機については、運転時間の調整を図りながら、また同じく電気使用量の大きい誘引通風機等についてはインバーター制御運転による効率的な使用に努め、予算の執行にも十分留意した施設の管理運営に努めてまいりますので、計上いたしました補正予算について御理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、本日、お手元に建設環境委員会資料という題名で電気使用量と料金の25年度と26年度の実績を示した資料を配付させていただきました。施設名称、清掃センターという欄で見たいだきたいと思ひますが、25年度4月分、電気使用量が28万6212キロワットアワー、これに対する料金が360万1434円でございます。5月以降も時期に応じる増減がございますが、これに準じたような金額という形で推移をいたしてあります。これに対しまして、26年度新しい料金体系になりまして、使用量につきましては28万2228キロワットアワー、4月の欄でございますが、そう大きな変動はございませんが、料金が44万6530円ということで、大体10月までの平均といたしまして、毎月87万円ほど増額になったということでございます。

よって、87万円に大体12カ月掛けますと、大体1000万をちょっと超える数字になりますが、当初予算で先ほど申しましたように、約480万措置をさせていただきましたから、それに対する不足が今回570万生じてしまったというような状況でございます。どうしても必要な電気料ということでございますので、ぜひとも御理解いただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませ

んか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第4款・衛生費について終了いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

引き続き第7款・土木費について、建設部から説明をお願ひいたします。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の市村でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部長（市村誠治君） 本委員会に付託されました議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当建設部所管分につきまして、中山総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させます。よろしくお願ひいたします。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築部総括審議員兼次長の中山でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） それでは、予算書の3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳出でございま

す。

款7・土木費では、補正前の額56億4903万4000円に1054万6000円を増額補正し、56億5958万円といたしております。

内訳といたしまして、項1・土木管理費で、補正前の額2億2413万3000円に1054万6000円を増額補正し、補正後の予算を2億3467万9000円とするものでございます。

今回の補正の理由といたしましては、平成25年11月25日に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の実施が義務化されました。

本市においては、当初平成27年度の実施を予定しておりましたが、県から前倒しの要請がありましたので、増額補正をお願いするものでございます。

節ごとに御説明いたします。14ページをお開きください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費では1054万6000円を増額補正をお願いするもので、節19・負担金補助及び交付金としまして、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業を行うものでございます。要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業とは、いわゆる耐震改修促進法が対象とする建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断を行うもので、対象は病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なものとなっております。

次に、お手元にお配りしております資料の説明をさせていただきます。表紙右肩に黒枠で資料としましたA4判のものでございます。

今回、補正対象の事業の概要等を資料といた

しまして配付させていただいております。

以上で、款7・土木費、項1・土木管理費の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。八代の市内で3施設、たしかあったというふうな御説明をされたんだと思うんですけども、施設名についてはですね、営業に支障があるということで控えさせてほしいという事前の議案の説明会のときでのですね、お話だったかというふうに思うんですけども、その点については理解をさせていただきたいと思いますが、一方では、行政のほうにはですね、市民の、または観光で来られたお客様の生命を守っていくという役割も、責任も果たしていかなければならないというふうに思っておりますが、例えば、この後ですね、この点検が出た後に、点検された結果が耐震の強度が保たれていないというような状況になった場合というのは、どういう流れになっていくんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 今回は、まず建物の耐震性の診断の実施になっております。診断結果につきましては、その結果を公表が義務づけられております。診断の結果ですが、所定の強度が得られてない場合におきましては、他の自治体においては国の補助等を受けまして、事業者に対する補助事業あたりの取り組みが始められてるところもあります。当市においては、診断結果を見まして、その後の

対応については今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。後先ちょっとなるんですけども、診断の主體的な取り組みというのは、行政側が診断を何というんですかね、診断の検査を業者さんに出されるのか、もしくは民間のほうが出されたものに対して補助を出されるのか、その点はどちらになるのでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 診断の実施は事業者のほうになります。

今、建物を所有していらっしゃる方が、国からの直接補助及び県市からの補助金を受けまして、みずから耐震の診断を行われて、その結果を行政側に報告され、行政側がそれを公表するという手はずになっております。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。今、対象建築物ですね、耐震強度が保たれているところを願いたいと思うんですけども、万が一強度がないというふうな状況になったときには、八代市の責任をですね、しっかりと果たしていただくように要望して終わります。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。対象施設が3施設、本市にあるということと、あと27年度から予定していたものを前倒しでということなんですけど、ということは、あと1施設あるとい

うことですが、これについてはどのようなことになっているのでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 先ほど御説明いたしましたように、今回の診断につきましては、建物の所有者のほうの主體的に行うことになっております。

当初、平成27年度にやるという方向で事業者のほうから聞いておりましたが、今回、県からの前倒し要請を受けまして、事業者のほうに打診したところ、今回、予算を計上させていただいております2施設につきましては、26年度に前倒ししてやりたいということで話が来ております。残りの1施設については、先方のほうで今後の対応についてまだ御検討中だというふうに理解しております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、この診断を受けるかどうかということについては、事業者さんの判断ということになるんですかね。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） はい。この診断そのものはですね、お配りした資料にありますように、この要件に該当する施設は、その診断が義務づけられております。

○委員（幸村香代子君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済みません。じゃ、ちょっともう少しお尋ねをしたいんですが。

ということは、もし今回3施設が手を挙げら

れたのであれば、3施設がまとまって診断を受けられたということになるんですかね。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） はい。今回もし3施設と一緒に前倒しでやりたいということであれば、予算としては3施設分を計上させていただくことになったと思います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、あと1施設については、この後、診断を行う予定があるというふうに確認させていただいていいですか。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 中山総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 残りの1施設について、事業者のほうはどう考えてらっしゃるのか、現時点でそこまで詳細に把握はしていません。

○委員長（成松由紀夫君） 羽多野課長。

○建設部首席審議員兼建築指導課長（羽多野俊光君） 建築指導課長の羽多野でございます。

耐震診断は、法的に27年の12月までにしなくてはいけない、それは義務でございます。今回補正を上げておりますこの事業分を使う使わないは、また事業所の自由ということになっております。あと1件につきましては、新年度予算計上する予定でおります。ということで、よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、新年

度のところに予算化されるというふうに確認をさせていただいていいですか。

○建設部首席審議員兼建築指導課長（羽多野俊光君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、羽多野首席審議員兼建築指導課長。

○建設部首席審議員兼建築指導課長（羽多野俊光君） はい。今回の前倒しで診断をするかしないかというお話をしたときに、そういう話を新年度27年度実施したい、補助事業も使いたいという話を聞いております。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時22分 小会）

（午前10時23分 本会）

○議案第130号・八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第130号・平成26年度八代市

一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、第4款・衛生費について、環境部からの説明をお願いいたします。

○環境部長（本村秀一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 本村環境部長。

○環境部長（本村秀一君） はい。それでは、議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会所管部分の環境部関係につきまして、釜次長より説明をいたしますので、御審議方よろしく申し上げます。

○環境部次長（釜 道治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい。釜環境部次長。

○環境部次長（釜 道治君） 引き続きよろしくをお願いいたします。釜です。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算第8号の衛生費中、環境部関係について説明をいたします。

予算書の説明に入ります前に、まず今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

お手元に平成26年度人件費補正予算についてという資料が配付してあるかと思いますが、ございますでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○環境部次長（釜 道治君） よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○環境部次長（釜 道治君） はい。本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、給料表、期末勤勉手当、通期手当が改定の対象となっております。

まず、給料表につきましては、平均0.3%引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による対象者は全会計で916人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を3.95月から4.1月へと0.15月引き上げるものでございます。

次に、通勤手当につきましては、通勤距離の区分に応じ、100円から7100円までの幅で引き上げるものでございます。

給与改定以外の補正の要因といたしましては、休職、育児休業及び人事異動、並びに市町村職員共済組合負担金率の改定等の影響によるものでございます。以上が今回の人件費補正の主な内容でございます。

それでは、補正予算書のまず2ページをお願いいたします。

歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費に補正額欄記載のとおり、542万4000円の人件費補正をお願いしてございます。

次に、目ごとの人件費補正の内容でございますが、13ページをお開けください。よろしいでしょうか。13ページでございます。

まず、目1・生活環境総務費でございます。職員30人分の人件費補正及び浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰出金、合わせて差し引きの18万3000円の増額補正でございます。生活環境総務費には、環境課、ごみ対策課のごみ減量啓発係、環境センター建設課及び各支所市民福祉課等の職員が属しております。当初予算編成時より課内異動で1名職員が少なくなっております。給料については、1名の職員減を主な理由に減額補正となっておりますが、職員手当、共済費については人事異動、給与改定等において、増額の変動要因が大きかったことから、増額補正となっております。

次に、目5・塵芥処理費でございます。ごみ対策課において塵芥処理を担当しております職員10人分の人件費補正でございます。1716万8000円の増額補正でございます。主な理由は、人事異動及び課内異動に伴い、塵芥処理費所属職員が2名増加したことが主なもので

ございます。

最後に、目6・し尿処理費でございます。衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設の業務を担当しております職員3人分の人件費補正でございます。1192万7000円の減額補正でございます。主な理由は、衛生処理センターの運転管理業務委託を拡充したことにより、し尿処理費所属職員を2名削減したことが主なものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ありませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 1点だけですが、今回の給与の改定に至った背景というのは、人事院勧告だろうと思いますが、その人事院勧告です、値上げに至ったその背景といますか、その辺のところ、おわかりになれば。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） 人事課の中でございます。御説明申し上げます。

本年度の人事院勧告では、7年ぶりに給与、それから期末・勤勉手当ですね、一時金の引き上げの勧告がなされております。これは、人事院が本年4月時点でのですね、民間給与等の調査を行われて、その結果、給料についても、それから一時金についても民間との差があるということで、その差を解消すべく勧告が行われたものでございます。

それを受けましてですね、国の国家公務員、それから県の人事委員会あたりも引き上げの勧告を出してございまして、本市においても、人事院勧告に準じて引き上げをいたしたいというこ

とで提案をしてるところでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 古嶋委員、よろしいですか。はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。端的に申し上げれば、民間給与等の調査をされて値上げに至っていると。その差額を埋めるためということで理解をしてよろしゅうございますですか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい、そのとおりでございます。（委員古嶋津義君「はい、了解です」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、第4款・衛生費について終了します。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時32分 小会）

（午前10時33分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

引き続き、第7款・土木費について、建設部から説明をお願いします。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） 着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部長（市村誠治君） はい。本委員会に付託されました議案第130号・平成26年度

八代市一般会計補正予算・第8号中、当建設部所管分につきましては、中山総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させます。よろしくお願ひいたします。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中山建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部総括審議員兼次長の中山でございます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 人事院勧告に関する説明は重複しますので、割愛させていただきます。

それでは、建設部の人件費の補正につきまして御説明させていただきます。

建設部における給与改定以外の補正の要因といたしましては、人事異動の影響によるものがございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳出でございます。款7・土木費では、補正前の額56億5958万円に1761万7000円を増額補正し、56億7719万7000円といたしております。

次に、項及び目ごとの詳細を御説明いたします。

予算書の16ページをお開きください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費でございますが、職員6人分の補正として9万円の減額補正でございます。

次の目2・建築総務費では、職員19名分の補正として393万4000円の増額補正でございます。

次に、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では、職員20名分の補正としまして515万8000円の増額補正でございます。

次の目3・道路新設改良費では、職員22名分の補正として189万3000円の減額補正でございます。

17ページお願ひいたします。

同じく款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費でございますが、職員4人分の補正として298万3000円の減額補正でございます。

次に、款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では、補正前の額18億149万8000円に638万円の増額補正し、補正後の額を18億787万8000円といたしております。

節ごとに御説明いたします。節2・給料から節4・共済費までは職員1名減に伴います職員11名分の補正として、65万3000円の減額補正でございます。節28・繰出金703万3000円は、公共下水道事業特別会計繰出金の増額補正でございます。なお、繰出金の詳細につきましては、議案第133号の平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号にて説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次の目2・街路事業費では、職員5名分の補正として36万4000円の増額補正でございます。

次の目3・都市下水道費では、職員1名分の補正として76万3000円の減額補正でございます。

次の目4・公園費では、職員5名分の補正としまして477万7000円の増額補正でございます。

18ページをお願ひいたします。

款7・土木費、項5・都市計画費、目5・区画整理費では職員8名分の補正として286万

30000円の増額補正でございます。

次に、款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費では、職員5名分の補正としまして13万円の減額補正でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） ちょっと教えてください。人事異動ということで説明が冒頭あったんですけども、各目ごとに職員さんの数というのが増減しているところがあるのかどうか。特別会計に繰り出している都市計画総務費では1名減という説明がございましたが、そのほかに定数が変わったところがあるのかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それ以外の費目では増減はございません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第133号・平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第133号・平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の松本です。座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 議案第133号・平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号について、御説明させていただきます。

予算書が別冊になっております。1ページになります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万3000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ37億9953万3000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。5ページをお願いします。

3の歳出から説明させていただきます。まず、款1・公共下水道事業費、項1・公共下水道事業費、目1・下水道総務費でございますが、69万4000円を減額し、補正後の金額を2億723万3000円としております。これは、主に一般職員の4月の人事異動による給

料、職員手当及び共済費の変更でございます。

次に目3・下水道維持管理費では380万2000円追加し、補正後の金額を4億4786万9000円としております。これは、水処理センターの一般職員が4名から5名に1名増員されたことによる給与等の増額でございます。

次に、目4・下水道建設費では392万5000円追加し、補正後の金額を7億5963万5000円としております。こちらも目3・下水道維持管理費と同様、下水道建設課の一般職員1名増による給与等の増額でございます。

以上、公共下水道事業費では703万3000円を追加し、補正後の金額を14億6501万4000円としております。

次に、上段の2の歳入でございますが、今回の補正額の財源としまして、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で703万3000円を追加し、補正後の金額を17億1103万3000円にいたしております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第133号・平成26年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めま

す。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号・平成26年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第134号・平成26年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 座りましてから説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 議案第134号・平成26年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

別冊になっております八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

第1条・歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1137万7000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。5ページをお願いします。

3の歳出から説明させていただきます。

款1・農業集落排水処理事業費、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費でございますが、22万5000円を追加し、補正後の金額を4681万3000円とするものでございます。これは、人事異動等に伴

う人件費の不足額でございます。

次に、2の歳入でございますが、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で22万5000円を追加し、補正後の金額を6829万3000円にいたしております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第134号・平成26年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第135号・平成26年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第135号・平成26年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 議案第135号・平成26年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

別冊になっております八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算書をお願いします。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6771万8000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお願いします。

3の歳出から説明させていただきます。

款1・浄化槽市町村整備推進事業費、項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費でございますが、11万円を追加し、補正後の金額を4657万4000円とするものでございます。これは、人事異動等に伴う人件費の不足額でございます。

次に、2の歳入でございますが、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で11万円を追加し、補正後の金額を3637万7000円にいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ

り採決いたします。

議案第135号・平成26年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午前10時50分 小会)

(午前10時51分 本会)

◎議案第114号・財産の取得について

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

それでは、議案第114号・財産の取得についてを議題とし、説明を求めます。

○環境部長(本村秀一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) 本村環境部長。

○環境部長(本村秀一君) それでは、議案第114号・財産の取得についてでございますが、本件につきましては、環境センター建設のため、本市港町の県有地約2万5500平方メートルを取得するものでございまして、契約の締結につきましては議会の議決が必要なことから今回お願いするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長(山口 剛君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長(山口 剛君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)環境センター建設課の山口でございます。座って説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○環境センター建設課長(山口 剛君) それ

では、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第114号・財産の取得についてでございます。

本件は、環境センターの建設予定地としております八代市港町の5.7ヘクタールのうち、熊本県が所有します約2.6ヘクタールにつきまして、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1、物件の所在地、八代市港町286番外6筆でございます。面積につきましては、2万5546.81平方メートル。地目は、雑種地及び公衆用道路でございます。取得価格につきましては2億600万円。契約の相手方が、熊本県、熊本県知事、蒲島郁夫でございます。

提案の理由としましては、予定価格2000万円以上で、かつ面積が5000平方メートル以上の土地を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

22ページをお願いいたします。

位置図でございますが、斜線で表示している部分が今回の取得予定地でございます。

次に、資料のほうを配付させていただいております。そちらのほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に今回取得します土地の詳細について記載しております。

1項目めにつきましては、物件の地番と面積及び地目をそれぞれ番地ごとに記載しております。

2項目めは、今回取得面積でございまして、上記1の各地番の合計で2万5546.81平方メートルとしております。

次に、3項目めの取得予定価格につきましては2億600万円で、1平方メートル当たり8080円で計算をいたしております。

4項目め及び5項目めでございますが、今回の土地の取得に当たりまして、熊本県と平成26年11月7日に仮契約を締結をしております。なお、この仮契約につきましては、八代市議会の議決後に本契約となるものでございます。

次に、資料の2枚目に今回取得します土地の写真を添付をいたしております。赤線で囲いました部分が、環境センターの建設予定地でございます。5.7ヘクタールでございますが、今回取得部分は薄く着色しております部分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

議案第114号・財産の取得については可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時56分 小会）

（午前10時57分 本会）

◎議案第118号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第118号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（鶴山信一君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 鶴山土木管理課長。

○土木管理課長（鶴山信一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木管理課長の鶴山でございます。隣におりますのが課長補佐の早木でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○土木管理課長（鶴山信一君） それでは、議案書31ページ、議案第118号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

道路占用料を改正するためには、条例改正が必要なことから、御審議をお願いするものです。

まず、道路法第39条に、道路管理者は、道路占用料の額及び徴収方法を条例で定めるとなっております。また、道路占用とは、道路管理者の許可を得て、道路上及びその上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用するものであります。道路占用料は、道路の使用料として御理解いただきたいと思います。

占用の主なものといたしまして、電柱、電話柱、店舗などの建築工事の仮設足場、地下埋設物のガス管などを道路の占用物として扱っています。

改正の内容につきましては、お手元の資料に基づき説明いたします。資料の1ページをお開きください。

1番の道路占用料の改正理由でございますが、道路占用料の算定根拠として、固定資産税

評価額を使用しておりますが、地価の下落などでこれを踏まえた占用料の設定が必要であること。近年、情報やエネルギー関連のインフラ整備に際して、それらの収容空間としての道路の役割が従前以上に注目されており、最近の占用形態や状況に合わせることを。国土交通省では、平成20年4月から、熊本県では平成23年4月から3年ごとに道路占用料の改正を行っており、本市では、合併後の平成19年4月に旧市町村の占用料の統一を目的に改正し、7年が経過しており、今回見直しをして改正が必要であること。以上が改正の理由でございます。

なお、前回の改正から丸8年となります平成27年4月1日から施行予定でございます。

3ページ、最後のページをごらんください。

占用料金の一覧表でございます。字が小さく見にくいと思いますけれども、申しわけありません。赤線の枠で囲みました部分が、今回の改正案でございます、その左側の欄が現行の料金です。また、赤線枠の右側が八代市内における国道の占用料金、その右側の欄が県道の料金です。他市の状況としまして、熊本市、宇土市、宇城市、水俣市が本市と同じく道路管理者独自の料金設定で、一番右側の欄の人吉市外8市は、熊本県の料金と同じになっております。

1ページに戻りまして――1ページのほうを、よろしく願います。

2番の道路占用料の算定方法ですが、赤線の枠内の国が示す算定式を使用しております。道路占用料イコール①の道路価格掛ける②の使用料率掛ける③の修正率掛ける④の占用面積です。

まず、①の道路価格は、宅地、田畑、山林のそれぞれの固定資産税評価額と田畑、山林には造成費、いわゆる工事費を加えた額に表中のそれぞれの構成割合を掛けて、合計した額の平均地価格と商業地の固定資産税評価額単価の商業地価格があります。

なお、平均地価格の構成割合は、表のとおりです。参考といたしまして、右の欄に、旧市の平均地の構成割合を示しております。②の使用料率は、土地の価格に対する賃料の割合を示すもので、先ほどの平均地と商業地に分類されません。

次の2ページですが、③修正率は、上空や地下などの土地利用に制約を受ける物件について補正するものです。

3番に道路占用料の算定例を示しております。第1種電話柱は、①道路価格は造成費を含む平均地価格に②使用料率を掛けて、電話柱1本当たりの占用面積を掛けたものです。

次に、看板、広告塔などは①道路価格は、主に繁華街や商業地に設置されることから造成費を含まない商業地価格に②使用料率を掛けて、看板の表示面積を掛けたものです。

4番の道路占用料の改正による徴収見込み額ですが、里道や水路の法定外公共物を含む額で、平成25年度の決算額は4400万円、改正後の平成27年度見込み額は4000万円と試算しております。差額の400万円が減収になる見込みです。

5番、道路占用料の今後の改正時期ですが、社会経済状況の動向を考慮しながら、5年ごとに改正を予定したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

議案第118号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長(成松由紀夫君) 次に、議案第119号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) お疲れさまです。座りましてから説明をさせていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 議案第119号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

まず、条例に入ります前に、きょうお配りしています、この資料に基づいて、簡単に地方公営企業法について説明をさせていただきます。

公共下水道事業は、昭和48年に雨水整備事業から着手をし、現在約40年が経過しております。接続率の低迷や費用に見合う料金設定がされていないなど使用料収入が十分でなく、本来使用料収入で賄うべき経費を一般会計からの基準外繰入金で補填しており、厳しい財政状況にあります。

国は、下水道経営の健全化に向けた取り組みとして、事業の計画性や透明性の確保、経理内

容の明確化のために、企業会計導入を推奨しており、全国的には企業会計を導入する自治体が増加をしております。参考までに本市の上水道につきましては、昭和41年に全適——法的に全部適用をなさいちゅうのがありまして、そのときの下水道の全国の平均普及率が70%でございました。下水道につきましては、現在全国平均で77%になっておりますので、時期的にはもう当然導入すべき時期だと考えております。

本市におきましては、平成24年の4月に法適用に向けた基本方針を策定し、平成27年4月1日の適用を目標に、固定資産調査や評価、財務システムなどの準備作業を行ってきております。

資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

地方公営企業法を適用する場合に、一部適用と全部適用という方法があります。内容については、その一番下に全部適用と一部適用の違いと書いてありますように、一部適用は財務規定のみを適用する場合、全部適用というのは財務規定等、組織と身分の取り扱い全部を適用する場合でございます。

真ん中のその表をごらんいただきたいと思っております。

水道につきましては、法的に全部を適用なさという決まりになっております。病院事業につきましては、財務規定のみをなさいとなっております。下水道事業については、その定めがまだ決まっておりません。任意でやれるということでございます。ただ、やる場合には条例で定めて、一部でやるのか全部でやるのかを決定してやりなさいということになっております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

官公庁会計と企業会計の違いでございますが、まず違いは、会計に資本取引と損益取引2

本立ての予算になるということと、あとは経理方法が発生主義に基づく複式簿記になります。

真ん中の予算のイメージをごらんいただきたいと思います。

普通の官公庁会計は、一遍に資本的収支も収益的収支も一緒にやってるからですね。企業会計になりますと、損益取引と資本取引が別々になります。ここで一番違うのが、損益取引の中に減価償却費と純利益ということが入っていると思うんですけど、一般的に経営する場合に、料金を設定して経営は行いますけど、大体ならば、ある程度の利益を見込んだ料金設定をすべきなんですけど、公共下水道についてはなかなか非常に難しいところがあって、そこまではやっておりません。

資本的収支は、元来、収入の部分が足りない会計になりますので、この損益取引の純利益と減価償却費、これについてはなかなかわかりづらいところがあると思うんですけど、減価償却費は、毎年度その使用する期間、つまり耐用年数に応じて収益的収支に計上をされて、その費用については、現金支出を伴わない費用であるため、いわゆる損益勘定留保資金として内部に留保されます。その資金は、一般的には次の更新する資金として利用されるものでございます。

八代市の場合は、市税等を財源とする公費で行うべき雨水事業を効率的に実施できることなど、その効果が得られますので、一部適用を適用し、その適用時期は来年の4月ということで設定しております。

次のページ、4ページをお願いします。

県下の状況でございますが、現在、表5-1に書いてありますように、7市が企業会計を導入しております。それと、本市を含めます人吉市と合志市3市が、27年度の導入の予定でございます。

次の5ページになりますが、企業会計のメリ

ットとしては、一番大きいのはやはり資本的収支が入ってくる。あとは固定資産の情報活用ができることと。それと7番目に書いてあります租税負担の軽減ができること。これについては、税計算に一般的に下水道会計の場合は一般会計からの繰入金等があるわけなんですけど、それが特定収入に該当するかしらないかということで、税が変わってまいります。3条予算、いわゆる収益的収支の会計で補助金として、あるいは4条予算であれば出資金として繰り出せば、特定収入に該当しない、以外とされる関係で、消費税が節税されると聞いております。

一番最後の6ページになりますが、現在まで今準備が進んでいるのは、1番と2番と3番。今月の12月で条例関係の整備を行いまして、それが通りますと、出納取扱金融機関、あるいは収納取扱金融機関の指定を行う予定でおります。

それでは、条例についてですね、説明をさせていただきます。

八代市下水道事業の設置等に関する条例、これにつきましては地方公営企業法とその施行令によりまして、条文を制定するものでございますが、全部で9条の構成となっております。

主なものだけを説明いたしますと、第1条でその趣旨をうたっております、下水道事業とは、下水道法上の下水道をその範囲とし、本市におきましては八代処理区、鏡処理区の公共下水道、新駅周辺の八代東部処理区、千丁処理区の特定期間保全、公共下水道を対象としております。

3条におきまして、地方公営企業法の適用について述べております。

7条におきましては、会計事務についてうたっております、会計管理者にその事務をですね、委任する項目でございます。

内容につきましては、八代市会計管理者の補助組織設置規則第2条における会計課の事務分

掌を参考に、会計管理者と協議の上、公金の支出及び保管に関する事務、小切手の振り出しに関する事務、有価証券の出納及び保管に関する事務、支出負担行為の確認に関する事務等をうたっております。

あと最後の9条で、企業業務状況の説明書類の作成時期及びその内容についてでございますが、地方公営企業法第40条の2の第1項の規定で、毎事業年度少なくとも2回以上、当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならないとされておりまして、作成には、年2回、作成時期についても一般会計等の財政状況の公表時期と一致させることが望ましいことから、八代市財政事情の公表に関する条例と同一になるように規定をしております。

なお、水道事業、病院事業の設置条例とも一致をしております。あと附則で述べておりますが、今現在、下水道事業は八代市特別会計条例の第4号に規定されておりますので、この条項が削除される形になります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第119号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決

するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第120号・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） お疲れさまです。座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） まず、議案第120号・八代市下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料は別冊で、この資料でございます。

公共下水道につきましては、今回で8回目の改正になります。昭和59年からですね、大体4年おきに改正がされておりまして、今回で8回目です。平均の改定率が、今回は6.33%でございます。使用料体系につきましては、前回平成23年度の改定時期に超過料金の見直し検討が要望されているため、超過使用料の区分を現在の2段階から5段階に細分化しております。また、累進従量性の累進度を上げ、一般家庭での使用料の幅を抑制した料金設定となっております。具体的には、下の表をごらんいただきたいと思っております。

現在が、基本使用料として8トンまで1080円。これが、改定後が8トンまで1120円になります。それと超過使用料につきましては8トンから30トンまでにつきまして、現在は

165円ですが、改定後は8トンから20トンまでを175円、20トンから30トンまでを180円に改定をいたします。あと、現在30トン以上については176円になっておりますが、改定後は30トンから50トンまでが190円、50トンから100トンまでが195円、100トン以上が205円というふうになります。あと、公衆浴場の汚水につきましては1トン当たり27円が29円に変更になります。

2ページのほうになります。使われる水について、上水道については毎月検針をやって水量認定をやっておりますが、地下水についてはそれができませんので、認定水量ということで現在行っております。現在、上水道の使用水量と、現在まで1人世帯で10トン、2人世帯で1人当たり9トンという水量に差が生じていることから、今回10トンにつきましては9トンへ、9トンにつきましては8トンへ変更をお願いをしております。

真ん中の5番になりますけど、現在の状況でございますが、一般に下水道で一番多い世帯は20トンから30トンぐらいです。

この20トンと30トンをごらんいただきますと、まず20トンに届きますと、現在は3300円が3470円、値上げ幅が170円で率が5.15、30トンで現在5080円が5420円へ340円、率にして6.69、そのような値上げ幅になります。

3ページになります。使用料の改定によりまして、その影響額というか見込み額なんです。年間約6000万円程度を見込んでおります。4カ年で2億5000万円程度を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ございません

か。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 平成23年度の改定時ですね、審議会答申のところが、超過料金の見直し検討が要望されていたということなんですけれども、その検討内容というのはこの2段階から5段階に。（「超過料金のことですか」と呼ぶ者あり）はい、超過料金。——したということなんですけれども、私の感覚から言うと、この2段階の、先ほど言われた一番多い20トンから30トンとかと言ったところを細分化してほしいということだったのかなというふうな理解だったんですが、そうではなかったんですよね。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 市としましては、超過料金を今の2段階から5段階——5段階ということは決まってないんですけど、段階をふやして、一般的には、使用する方が多いほど料金的に上げるのが、下水道のこの場合の状況みたいで。そのようにして……。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか、その答弁で。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） じゃ、済みませんが、ちょっと聞き方があれだったかなと思うんですが。じゃ、今回ですね、審議会が4回開催をされているんですけども、その中での御意見というのはどのようなものがあつたかというのを少しお話していただいてもいいですか。今回の料金値上げについてと、また今度超過料金の見直しの要望が出されてたことについて、審議会での意見の様子を少しお話してください。

○委員長（成松由紀夫君） 中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 経営

係の中村と申します。

今回の審議会での御意見といたしますのがですね、そもそも諮問につきましてはですね、当初8%で審議会のほうに諮問しております、それについていろいろと御審議がありました。それから、各水量ランクといたしますか、段階につきましてはですね、具体的な要望とかはなかったんですけども、こちらのほうから3段階ですとか、4段階、5段階、6段階という形でお示しした中でですね、5段階に落ちついたというふうな流れになっております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 少しバックしてお尋ねをしますが、この審議会は料金だけの審議ですか。例えば、先ほどありました公営企業法の一部適用とか全適用とか、その辺の審議はなかったですか。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい。中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 審議会の審議についてはですね、料金の改定のみではないんですけども、今回、料金改定についてですね、御審議のほうをお願いしております。企業会計移行についてですね、御審議のほうは諮問はしておりません。

○委員長（成松由紀夫君） 古嶋委員よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 今後、病院も一緒ですが、全部適用とかそういう考え、諮問はなかつ

でしょうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、誰行きますか。はい、中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 今後ですね、審議会に対して、企業会計移行に対する諮問につきましてはですね、来年の4月1日に企業会計移行を予定してるものですから、特には今後諮問をするということは考えてはおりません。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。山本委員。

○委員（山本幸廣君） 一部改正については賛同をする一人なんですけども、賛同しますけどもですね。今先ほど来、幸村委員からの指摘がありました、審議会が開催なされて、受益者の代表の方々が10名出られるということで、私は一応この改正については賛成と言うんですよ。受益者の方々がどのような考え方でどのような答えを出されたのかという、審議会の内容の中で一番大事なのは、その受益者の方々が理解がなければね、それは改正しても滞納になったら、何にもはっきり言って意味がないような気がするんですよ。だから、受益者の代表の方々の10名の方々の意見というのを集約すれば、改正の賛同の中でも全面協力をせにやいかぬという市民の方々のその方々というのは、どう審議会内で、審議員の有識者の方々を含めて捉えられたかな。内容について、少しそこあたりをちょっと説明してくれんかな。

○委員長（成松由紀夫君） はい、松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 市の案では、当初、8%でこの料金改定を案として出しておりました。で、どうしてもこの超過料

金のところで、大口の方で上がり過ぎるというか、そういうのがありましたので、その辺を調整した結果、6.33%に落ちついておるといふことですね。あとは大口の方については、この料金で一応了解はいただいております。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） そこでね、8%でのそういう状況があった中で、来年ははっきり言うてから10%に消費税というのは間違いなく上がるというのは、もうはっきり言うて報道はしとるわけでしょう。そこらについても、やっぱり事前にその説明というのはしっかりした説明をしていただきたいと、私の要望でありますけれども。それがね、やっぱりいろんな下水道のチラシも含めて、受益者の方々には、使用されるの方々には的確な情報というのを、チラシを含めてね、理解するようにしとってください。これは要望ですからね。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。資料のですね、3ページ6番で、改定による下水道使用料の収入の見込み額（影響額）というのが紹介をしてあるんですが、27年度が6000万で、28年度は6200万というふうに段階的にふえていっているんですね。で、ここのバック資料——何ちゅうんですか、根拠になるデータを示していただいての説明が不足しているのではないかなというふうに思うんですけども、その点についての御説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） その根拠について。はい、中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 資料3ページのですね、6番目の使用料収入の影響

額ということなんですけれども、この増収分についてはですね、毎年使用水量というのが微増傾向にありますので、それに合わせてですね、増収の見込み額が毎年上がっていくような形にはなっております。

それから、今回ですね、委員会の中で具体的な表をですね、お示しして御説明できればよかったですけれども、ちょっとですね、資料のほう物が物すごく数値的にいろいろたくさんありましてですね、非常にわかりにくいということで、今回こういう形で出ささせていただいたという状況でございます。内容についてはですね、また個別に御説明させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 議案と直接的な関係は薄いのかもかもしれませんが、八代の状況として、人口は減りながら世帯数はふえている。使用量についても伸びがあるというような状況は、私も把握をしています。そういう中ですね、安易にその傾向をそのまま、先の影響額に引き当てるといふのはどうだろうかというふうな疑問を持つところです。

現状の、少なくとも現状のままという形での影響というふうな把握をされていたほうが、今後の公共下水の会計をですね、運営していけるにはふさわしい考え方ではないかなと、私自身は思っております。一応ちょっと意見になりますけど、申し上げておきたいと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、資料請求はいいですか。その根拠の資料請求はいいですか。

○委員（大倉裕一君） 大丈夫です。

○委員長（成松由紀夫君） いいですね。はい。ほかにございませんか。（「済みません、合わせて」と呼ぶ者あり）はい、前川委員。（発言する者あり）

○委員（前川祥子君） 先ほど、この改定が6.33というふうになったと。もともと8%にしたかったというお話がありましたけど、その根拠は大体わかるんですが、2%近く自分たちで、市のほうは考えを抑えたというところではあるんですが、これでいずれは8%に上げたいという思いはあると思うんですよね。これは、いつごろというのは何か予定はあるんでしょうか。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） これについては、一応この前に、いつになったら、経費回収率が100%になるんだということがあったんですね。10年後ということで今予定をしております。100%。回収率が今の段階では6割だったと思うんですけど、それが100%まで、改定するについて、100%になるというのが10年後の予定であります。

今後、その10年後になるまでに、あと2回ほど改定が必要かなと。この6.33%につきましては、きょうの資料で2ページ目になりますけど、各段階でこの率が違うんですね。ここら辺の調整はあって、この6.33%が出てきております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） ということは10年後までには8%にというようなことでよろしいんでしょうかね。それで賄えるというふうに考えていますか。

○委員長（成松由紀夫君） 中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 改定率につきましてはですね、先ほど、8%で最初諮問のほうを行ったということなんですけれど

も、当初諮問でですね、行ったときには平成36年をめどにですね、使用料対象経費の100%の回収というのを目標に設定してですね、諮問を行っております。

ただ、これは今現在、国のほうでですね、今後10年で下水道の整備のほうについてはめどをつけるという方針が出ておりますので、その関係で36年ではなくて、平成37年までにその100%に持っていくということにした場合、6.33%の改定で落ちついたというふうな流れになっております。

改定率についてはですね、どれくらい上げるかというのをある程度見込んでですね、上げていくような形になりますけれども、おおむね八代市としてはですね、今後も4年ごとに料金の改定を行っていききたいというふうに思っております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか、前川委員。

○委員（前川祥子君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 前回のですね、23年度の改定のときにやはり3ページなんですけど、同じようにこういった収支の見込みが多分立てられたと思うんですね。今回は27年度から30年度で2億5000万近くの増収になるだろうということなんですけど、じゃ、前回改定時に多分23年度から26年度のところの増収見込み額があったはずなんです。そのところの達成状況を御説明いただいていいですか。

○委員長（成松由紀夫君） 達成状況。中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 済みません。きょう、ちょっとですね、前回の22年度の審議会のときの資料を持ってきておりま

せんで、ちょっとお答え……。

○委員長（成松由紀夫君） 資料請求。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） はい。済みません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） じゃ、資料請求でお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 1点だけですが、使用料はそれは安かろうが受益者としてはよかっでしょうが、ただ、この特別会計、国保も一緒ですが、考えるとですね、受益者の方が審議員に10名おられるということは、受益者の方だから、料金も安いというふうに抑えたいんでしょうけど、もともとは言うならば使用料の中で運営をしていくというのが特別会計の意味だろうと思います。これから算定がえも始まりますし、いつもいつもですね、一般会計からの繰り入れはやっぱりいかなものかと思っておりますので、その辺のところ少し審議員の、この辺のところももう少しお考えいただいて、条例改正をされるとか、そういうのはお考えはなかったでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 済みません。ちょっともう一度よろしいですか。ちょっと……。

○委員（古嶋津義君） 端的に言えば、審議員の数が16名かな、その中で受益者の方が10名かなです。声を反映するには、受益者の声ば反映するが多かっじゃなかかなということだと思います。将来的に見ればですよ、もともとは、いただいた料金で特別会計を運営していくのが筋だろうと思うので、その辺のところの、例えば、条例改正もせぬといかぬとじゃなかろうかという考えを持っておりますが、その辺の将来的には考えはなかったでしょうかということです。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中村経営係長。

○下水道総務課経営係長（中村光宏君） 済みません、失礼いたしました。

審議会の委員の構成についてはですね、上限の20名ということで、審議会条例のほうには定めてございます。今回の審議会については、受益者の代表を10名、それから有識者を2名、その他ということで3名入れとりますけれども、受益者代表のほうはかなり多い数になっております。受益者代表についてはですね、下水道の区域のですね、各校区長さんをお願いしているような状況でですね、今回諮問しました内容についてはですね、おおむね御理解はいただけたかなというふうには思っております。

今後につきましてはですね、委員の構成については考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よかですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） これはもう委員長、意見であります、委員会としてもですね、この問題については、私は、ただ、うちの一部改正をする、使用料を上げるという問題の前にね、考えにやいかぬのは国に対して、この特別会計や企業会計を含めて、地方交付税をね、もう少し幅広くね、何かの特別会計に対するやっぱり予算措置、地方創生の中の一律交付税、一時交付税とかね、そういうのをやっぱり国も考えてもらわぬとしゃがな、地方財政なんか本当パンクしてしまうんですよ、この特会でね。

特に公共下水道では、このような状況になったらパンクするのはわかっておるわけだから。だからこそ、企業会計の一部の見直しとか全部にこういうふうな。これもやっぱり少しは今の特別会計、特に公共下水道についてはね、やっぱり心配をしてると思うんですよ。それなりに

やっぱり地方としては、やっぱり声を大にして国に申し上げなければ、今のような自助努力しなさいよという状況の中で一般会計の地方交付税、ここらあたりについては、私は企業会計に、このようになるだけならば移行したほうがいいと思うんですが、ほとんど一般会計から繰り入れというのは、私はこれはもう特別会計なんか持たないというのはわかっるとるわけよね。それは職員の方々は苦勞せないかぬし、それは審議会なんかつくらぬでいいわけだから。ある程度の見直しをする、国が見直しをしていただくような状況にしなければ、地方自治体はパンクするというふうなことで、委員長、これは意見であります、委員会の。地方の八代市議会の意見でありますから。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、先ほど幸村委員から資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。

本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認めそのように決しました。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（山本幸廣君） 何百億という、やっぱり借金を持つてる特別会計がですよ、それは命がけで行かにかどうにもならないような状況ですからですね、という意見です。

○委員長（成松由紀夫君） はい。先ほどから再三、山本委員より大事な御意見をいただいておりますので、そのようにいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第120号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号・八代市浄化槽条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第121号・八代市浄化槽条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 資料は121号の資料でございます。

まず、今回で、この浄化槽につきましては2回目の改定ということになっております。10月14日に答申をいただいた内容での今回の改定ということで予定しております。

○委員長（成松由紀夫君） 松本課長、ちょっと少し声をはっきり。（「課長、声を大きくしてから」と呼ぶ者あり）

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 資料の1ページ目、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

料金改定では、この表の、新表の一般世帯で

は別表3と、事業所では別表4に変更になります。審議会の中で、1人世帯とか2人世帯の負担を減らすべきだという声が強くて、東陽と泉の平均世帯が3人ということで、今回提案した使用料としては2名以下を減額をし、その減額した分を4名以上の世帯で上乘せをするような答申案、いわゆる人槽制の答申案となっております。

ただ、そういたしますと、4人以上の世帯で多いところでは1500円以上となることとなりますので、27年度に限って、そのこの附則の表がついておりますけど、その表のような内容になります。

具体的には一番最後にこの表がついていると思いますが、このような体制になります。

(「緩和措置があるちゅうことね」と呼ぶ者あり)

平均の改定率は7.9%です。(「ようわかった」と呼ぶ者あり)

具体的に見ますと、一番最後の表を見ていただきますと、7人槽であれば、例えば、3人であった場合は現行が4830円、これが28年では5210円、その差は190円ですね。これを、例えば、10人槽の場合で見いただくと、5470円が7170円で、その差額が860円の倍ぐらいの金額になります。1700円程度になります。それでは高いということで、特例措置として、その中間地点、いわゆる27年度については7170円のところを6300円に緩和をする措置をとっております。

以上でございます。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第121号・八代市浄化槽条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第122号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○委員長(成松由紀夫君) 次に、議案第122号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 座りまして説明をさせていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 資料は今の資料と同じように122号でございます。

農業集落につきましても、浄化槽と同じく平均改定率が7.9%で改定を行っております。

内容につきましては、1ページ目、ページをめくっていただいて、その内容をごらんいただきたいと思います。現在、基本料金額が1914円が2065円。世帯員割が638円が688円。おわかりになりますかね、この中の。

○委員長(成松由紀夫君) 何ページですか。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) 1ページ目です。

○委員長(成松由紀夫君) 1ページ目ですね。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) は

い。

○委員長（成松由紀夫君） いいですよ、進めて。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 概略で申しますと、この一番最後に料金表が載っていますけど、それで説明させていただきます。

農業集落については、例えば、世帯員が3人の場合でありますと、現在4130円。これは税込みの金額で書いてありますが、4130円が4450円で上げ幅が320円、率にして3人世帯では7.75%というふうな幅になります。

あとは一般世帯であるとか、あるいは学校であるとかによって、その率が若干変わってきますが、それについては中ほどの表をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 以上。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第122号・八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査（入札・契約制度の改正について）

○委員長（成松由紀夫君） このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して、入札・契約制度の改正について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○総務部長（木本博明君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） 改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

入札・契約制度の改正について、山本契約検査課長が説明いたします。お疲れのところ、どうぞよろしく願いいたします。

○総務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい。山本首席審議員兼契約検査課長。

○総務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 契約検査課の山本でございます。着座し

て説明いたしますので、どうぞよろしくお願
いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○総務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治
君） 失礼いたします。

それでは、入札・契約制度の改正について説
明させていただきます。

事前に配付しております、建設環境委員会
（平成26年12月9日開催）と表記いたして
おります2ページものの資料をお願いいたしま
す。

今回の改正は、本市が発注いたします工事に
かかわる入札参加者資格審査の格付に関するも
のでございます。

初めに1ページ目の八代市工事入札参加者資
格審査格付要領の一部改正について御説明いた
します。資料はございましたでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○総務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治
君） 本市では、当該格付要領に定める工事種
類、規模別等級表に基づき、工事の種類ごとに
業者を格付し、工事の発注額に応じた等級別発
注を行うことにより、工事の品質確保と等級ご
とに業者の発注機会の均等化の確保に努めてお
ります。

等級表にありますように、本市で等級と発注
標準を設けております工事は、土木一式工事、
建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工
事の5種類の工事でございますが、今回は土木
一式工事について一部改正を行っております。
改正の内容は、現行のAからDまでの4つの等
級を改正後はCとDを統合してCとし、Aから
Cまでの3つの等級とし、また改正後の発注標
準を1100万円未満といたしております。土
木工事の施行地域によりましては、当該工事を
主な希望業種とするC、またはDランクの業者
がいないところが多く見受けられます。そのた
め、等級別発注の例外といたしまして、併願や

繰り下げ、繰り上げによる業者選定を行い、ま
た平成25年4月からはCとDの発注標準額の
一部となります350万円以上650万円以下
の土木工事につきましては、両ランクからの業
者の重複選定を行い、例外としていた繰り上
げ、繰り下げによる選定を減らしてきておりま
すが、C及びDランクの工事では、年度の後半
から年度末にかけて、入札不調がほかの工事種
類よりも多く見受けられております。

このようなことから、等級別発注をさらに進
め、また専門業者や地元業者の育成を図るとと
もに、入札不調を解消するため、C及びDラン
クの一部で行っております重複選定の範囲を両
ランクの全体に拡大する観点から、先ほど説明
いたしましたように、両ランクを統合し、発注
標準を1100万円未満とするものでございま
す。

続きまして2ページ目の八代市工事入札参加
者資格審査格付基準の一部改正について説明い
たします。

資料の格付基準一覧表は、格付基準の概略を
示したものでございますが、一部訂正箇所がご
ざいますので、申しわけございませんが、訂正
をお願いいたします。

訂正させていただく箇所は、表中の②その他
の事項（主観点）のイ、社会性を評価する評価
項目の中ほどにあります、社会保険加入状況の
雇用保険、健康保険、以下の文章中に「未加入
又は未納」とございますが、この部分の「又は
未納」が誤記でありますために削除をお願いい
たします。（「または未納を」と呼ぶ者あり）
はい。未加入だけが残ります。済みませんが、
よろしくお願いたします。よろしいでしょ
うか。（発言する者あり）はい。

本市での格付は、格付基準一覧表の評価項目
①の経営事項審査の総合評定値を客観点とし、
これに②のその他の事項を主観点として加算し
て、総合点数を算出し、相対的評価の方法によ

り行っております。

この主観点は、地域の実情を踏まえ、発注者ごとに評価する事項についての評点でございますが、本市では、ア、工事の内容に関する評価項目で、工事成績や工事实績など4つの評価項目を、またイ、社会性を評価する評価項目で、災害協定団体加入や指名停止など9つの評価項目を設けております。主観点の評価項目は全部で13項目ございまして、評価項目に応じて点数を付与したり、あるいは減じ、各評価項目を点数化して、これらの合計で主観点の点数を算出いたしております。

今回の改正は、業者の実績や能力を重視し、それらを格付に一層反映させる観点から、資料の網かけ箇所の工事成績及び工事实績の評価項目について、その対象となる期間を見直し、過去2年度から過去3年度にその期間を拡大するものでございます。工事成績や工事实績につきましては、発注量が減少傾向にある中、現行の対象期間の過去2年度では受注がなく、そのため、主観点の配点に反映されない業者も見受けられ、対象期間を拡大することにより配点に反映される業者がふえ、技術と経営にすぐれ、地域に貢献できる業者を育成し、公共事業の適正な履行の確保を図るものでございます。

なお、改正後の格付要領及び格付基準は平成27年4月1日以降の競争入札参加有資格者名簿の登録及び実施される入札から適用されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で入札・契約制度の改正についてを終了いたします。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何

かございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。皆さんの御意見もお聞かせいただきたいと思いますんですが、専決処分報告書の中に、変更契約報告書というのが議案と一緒に含まれておりました。その中で、工事件名が金剛小学校校舎改築工事の中で、契約が2回変更になっています。その点について説明を受けたいと思っているんですけども、皆さんの意見を聞いて、委員会としてよければ、説明を聞いてみたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） ただいま大倉委員から金剛小学校校舎改築工事の契約の変更についての理由の説明を受けたいとの発言がっておりますが、よければ、説明を受けたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。では、担当課を。

小会いたします。

（午後0時02分 小会）

（午後0時06分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。1回目ですね、設計変更につきましては、内容といまして、公共工事設計労務単価にかかわる特例措置に基づく請負代金額の変更でございます。1268万2948円を設計変更しております。

2回目につきましては、金剛小学校の正門に面しております道路のですね、拡幅に伴う学校側の敷地の変更がございまして、それと新校舎と体育館をつなぐ渡り廊下、これのですね、渡り廊下面の横の壁のですね、これを見やすくする

というあたりの設計変更をしております、250万4996円の設計変更をいたしております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） もう一回、1点目の変更の金額は幾らですか。

○教育施設課長（有馬健一君） 1268万2948円でございます。

○委員長（成松由紀夫君） それと2点目。

○教育施設課長（有馬健一君） 2点目が250万4996円でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） ちょっと説明の内容ももうまくまだ理解ができていないんですけど、ただ労務単価が見直しになったというような、1回目の変更ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

についてはそうなんですけど、この労務単価の部分というのは、当初の契約の中でかわらなかつたんですか。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端教育施設課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

教育施設課、宮端でございます。

この労務単価の変更はですね、平成26年2月から新しい単価を適用するという動きが、国・県を初め、なされたところですけども、それ以前にこの工事の発注をしました際には、その前の4月時点での前単価を使用して、設計書を作成しておりましたけども、それからの経済事情ですとか、職人不足という観点から、公共単価の見直しがされたものでございまして、その時点でまだ施行していない部分につきましては、新しい単価を採用して設計変更を行うとい

う措置がとられたものです。

以上です。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 調査権がどこまで行使できるのかというのも疑問なんですけど、ほかの工事案件もたくさん教育のほうでは持っておられるのではないかなと思うんですけど、ほかの案件でこういった変更というのは出てきてないんですか。

じゃ、委員長、済みません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） もし、そういう内容があるのであれば、資料を見せていただければというふうに思いますので、資料要求をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 資料要求でもういいですか。

○委員（大倉裕一君） それと、ほかに質問をさせていただきたいと思いますが、2回目の変更で設計図書の変更があっているということですね。現場との打ち合わせが、これ足らなかつたんじゃないかというふうな思いに、私は思うわけですけど、途中で変更されたということですよ。途中で変更すれば、結局契約の内容が変わってくるわけですよ。工事仕様が変わると、工事費にも影響が出てくるはずなんですけど、そのあたりはどういう説明がなされているんですかね。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端教育施設課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

2回目の設計変更の主な内容といたしましては、渡り廊下部分が内容変更になったというところで説明があったかと思うんですが、それは具体的に言いますと、新しい校舎と既存の体育

館を結ぶ渡り廊下を今回一緒につくるということにしておりますが、その渡り廊下を先生方の車が通過して、駐車場ができるものですから、そこに子供たちの通行と車の進行の交錯する部分がございますので、渡り廊下の壁を見やすい素材に変えようという内容の変更をしたところでございますが、これにつきましては、委員さんおっしゃいますように、当初からそういう想定ができなかったのかということに関してはそうだったかもしれませんが、当初はですね、進入口をもうちょっと別のほうから入れようとか、そういう話も設計段階ではございまして、学校との詰めが甘かったと言われれば、それまでなんですけども、結果といたしまして、もう正門からだけ先生方の車を入れて、結果として、渡り廊下を通行せざるを得ないという状況になりまして、やむなく変更させていただいたというものです。

もう一点、主なものは正門前の前面道路部分を道路の幅が現在狭うございまして、できれば幅を拡幅して道路幅を確保できないかということが、工事中に土木建設課のほうとの協議が若干進みまして、その対応として擁壁を設けたりですとか、そういう事柄が生じて変更をさせていただいたというものです。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） もう長くは引っ張りませんけども、私が今回この専決処分の報告書に目が行ったときに非常に何とかな、件数が多い、こういう契約変更の内容が。ということですね、私たち建設環境委員会には、契約の案件としてかかった後に変更されてくるという部分が非常に気がかりでならなかったんですよ。ですので、今回ちょっとお尋ねをさせていただいたんですけど、先ほど宮端課長補佐がおっしゃっていただいたように、現場との調整不

足と言われればという話もありましたけども、やはりそこはですね、私たちも現場とはしっかりやっていただいたというのを確認して、契約も結んだ部分がありますので、そういったのが後から出てくるとですね、やはり現場との調整がうまくいってなかったんじゃないかと再指摘をせざるを得ないような状況というのも出てくると思います。四中もしかりだったですね。体育館の何か変更があつて、卒業式に間に合わなかったとかなんか、そういった案件もあったんではないかというふうに私、把握しています。少しですね、そのあたりをしっかりと業務の中で見直しをしていただいて、今後のまた再契約とか、そういったところがないような進め方をですね、やっていただくように要望していただきたいというふうに思います。

以上で私から終わります。

○委員長（成松由紀夫君） はい。よろしいですか、大倉委員。

それでは、ただいま大倉委員から、資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（幸村香代子君） 委員長、済みません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 2回目ですね、変更の部分の金額の確認をもう一回いいですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。2回目の設計変更の金額は250万4996円でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 金額がですね、300万を超えているので、金額が違うんですよ、ここに出されている分と変更の金額が。だか

ら、どうしてかなというふうに思っているんですが。302万1840円になってます。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答えますか。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）
はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端教育施設課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）
失礼します。濟いませぬ。今、課長が申しました金額は、直接工事費部分だけでございました。変更の契約額といたしましては302万1840円でございます。失礼いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、何が掛けられるということになるんですかね。金額の違う部分って、消費税ですか。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）
はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）
はい。直接工事費にあと共通仮設費と現場管理費と一般管理費という3種類の経費を足しまして、それに消費税を足したものが契約金額となります。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 了解しました。

○委員長（成松由紀夫君） はい。当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、本委員会の管外行政視察について、委員さん方の御意見を伺いたいと思いますので、しばらく小会いたします。

（午後0時17分 小会）

（午後0時24分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察を行うこととし、その期間は平成27年1月28日から30日までの間の2日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成27年1月28日から30日までの間の2日間、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については、委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、建設環境委員会を散会いたします。

(午後0時26分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年12月9日

建設環境委員会

委員長